

農委だより

つくば

第57号

発行月 令和4年7月
発行 つくば市農業委員会

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111 (代)

TSUKUBA



農業委員・農地利用最適化推進委員合同での再生した農地に作付したジャガイモ収穫前の様子（洞下地内）

会長あいさつ



つくば市農業委員会
会長 飯野和男

日頃より、農業委員会の運営・活動について、農家の皆様はもとより関係機関の方々に御支援と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

「コロナ禍」となっており、2年以上が経過しました。三回目のワクチン接種が進んでも、なお次々に出てくる変異株の影響により、収束については見通しが難しい状況が続いております。一日も早い収束を心から祈るばかりです。

また、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、我が国の農業も大きな影響を受けています。燃料や肥料、資材などの高騰により農業経営が圧迫されている上に、輸入農作物の高騰から、様々な食品の値上げが相次ぎ、家庭への影響も徐々に広がっており、改めて日本の食糧自給の重要性を痛感いたします。農林水産省によると令和二年度のカロリーベースの食料自給率は37%にとどまり、残りの63%は海外からの輸入に頼っている現状です。このままでは異常気象や国際情勢により食料危機に陥る可能性も十分にあります。この食糧自給率を維持・上昇させていくためにも、農業委員会は重要な役割を担っていると考えております。農業従事者が減少していることも食料自給率を下げる要因になっていることから、新規就農者や農業参入希望のある企業等への支援を積極的に行っていかねばなりません。また、現在農業を行っている農業者の皆様が安心して農業を続けられるよう、皆様からの声を聴き、農業委員会として国や県に農業政策の要望をきちんと伝えてまいります。その他、優良農地の確保と有効利用の促進に向けて農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって尽力していきたいと考えています。

最後になりますが、これからもつくば市農業委員会は農家の皆様を支え、市民の皆様が必要とされる委員会を目指してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和4年度農地再生チャレンジ事業

種まき



芽かき・間引き



つくば市農業委員会では、農業従事者の減少や高齢化などにより増加している遊休農地の解消とその有効利用に向けた独自の取り組みとして、「農地再生チャレンジ事業」を実施しています。農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となり、JAつくば市、JAつくば市谷田部、つくば地域農業改良普及センター等と連携し、令和4年度は筑波地区で約2,000平方メートルの遊休農地の再生を行いました。

再生した農地で栽培したジャガイモを市民の皆様にご覧いただきイベント「収穫祭」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度も開催を中止することとし、収穫したジャガイモは市内公立保育所やつくばこどもの青い羽根学習会(子どもの学習・生活支援事業)、児童養護施設へ提供させていただきました。

今後、再生した農地は新たな意欲ある担い手へと引き継ぐ予定です。

芽出し



収穫



これまでの作業の様子はこちらからご覧いただけます



狩猟免許の取得費用を補助します

この補助金は、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、鳥獣被害を防止するために、狩猟免許取得費用について補助するものです。

対象 (つくば市民) 新たにわな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許を取得する方で、市内猟友会に5年所属して有害鳥獣の捕獲に従事することをお約束いただける方。

補助額 わな猟免許は対象経費の全額を補助
銃猟免許は対象経費の半額(上限3万円)を補助

●注意事項
補助金の申請をする前に各種申請手数料を支払ってしまうと補助対象外となります。
ご興味のある方は下記までご相談ください。

◆問合せ先 つくば市鳥獣対策・森林保全室
029-883-1111(代表)

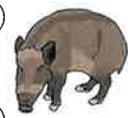
イノシシ対策のための防護柵設置費用を補助します

イノシシによる様々な被害が発生しています。イノシシによる被害を防止するためには、「近づけない」「侵入させない」「捕獲する」3本の取り組みが大切です。

この補助金は、つくば市にお住まいでイノシシによる被害を受けている方を対象に、イノシシを土地に侵入させないための防護柵設置を支援するものです。

対象 (つくば市民) イノシシによる被害がある地域に居住する方。
農地や宅地を所有または貸借している方。

補助額 資材購入費を対象に、半額を補助(上限5万円)
(例1)電気柵用のバッテリーとワイヤーの購入
購入費約12万円
(自己負担7万円、補助金5万円)
(例2)金網柵の金網や杭等の購入
購入費約6万円
(自己負担3万円、補助金3万円)



●注意事項
資材の購入費用が対象です。施工費や輸送費等は対象外です。補助金の申請をする前に資材を購入してしまうと補助対象外となります。まずは下記までご相談ください。

◆問合せ先 つくば市鳥獣対策・森林保全室
029-883-1111(代表)

農地を相続したら 農業委員会へ届出をしてください

農地を相続した場合には、権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内に農業委員会に届出書を提出してください。

農地の相続は農業委員会の許可が不要であることから相続による権利移動があっても農業委員会では把握することができません。そこで、この届出を受けることで権利移動を把握して、農地の適正かつ効率的な利用が図られるようにするものです。

農地を相続し、法務局での登記がお済みになりましたら、速やかに農業委員会への届出をお願いいたします。



◀届出の様式は
こちらから
ダウンロード
できます



農地法許可申請等における 押印廃止について

茨城県「農地法関係事務処理の手引き」の一部改訂により、農地法許可申請等における申請者の押印が廃止されました。

このことを受け、つくば市農業委員会においても令和4年(2022年)5月1日以降は、農地法許可申請書等(届出、証明願等も含む。)の様式を変更し押印を廃止しています。

なお、代理人による申請の場合の委任状は、委任者が自署する場合は押印は不要ですが、記名(自署以外)の場合は引き続き押印が必要です。

農地の違反転用はやめましょう

農地を農地以外(宅地や駐車場・資材置き場等)に用途を変更する(農地転用)には農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合には罰則が適用されることがあります。

また、農地転用ができない土地もありますので、農地転用をお考えの方は農業委員会事務局まで御相談ください。

農地の「利用状況調査」、「利用意向調査」を実施します

毎年、農業委員と農地利用最適化推進委員が合同で農地の利用状況調査を行っています。今年も7月から調査を行い、調査の際に農地に立ち入る場合がありますので、御協力をお願いいたします。この調査の結果により、遊休農地の所有者には利用意向の確認(利用意向調査)を行う場合があります。意向の確認にはお近くの農地利用最適化推進委員がご自宅を訪問することもありますので、併せて御協力をお願いいたします。



農地の適正管理にご協力ください

近年、農業者の高齢化の進行などにより遊休農地が増加しています。農地が遊休化すると、雑草・雑木が繁茂し、病虫害や火災、ゴミの不法投棄等の発生原因となる恐れがあり、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼすことになります。

また、農業委員会では遊休農地の発生防止活動に取り組んでいます。一度農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すには大きな労力と作業時間が必要となってまいります。農地所有者の皆様には日頃より除草・耕うん・作付けなど、農地の適正な維持管理をお願いいたします。



令和4年8月～12月 農業委員会総会開催予定日

8月12日(金) 9月13日(火) 10月13日(木)
11月14日(月) 12月13日(火)

農業委員会総会は一般の方も傍聴ができます。



魅力いっぱい 農業者年金に加入しませんか?

農業者年金がさらに便利になりました!

- ポイント1** 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。
(一定の要件を満たす35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)
- ポイント2** 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました。
年金の受給開始時期をご自身で選択できます。
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)
- ポイント3** 農業者年金の加入年齢が引き上げられました。(60歳以上65歳未満の方も条件を満たせば加入できます)

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>



3つの要件を満たせばどなたでも加入できます

- ・20歳以上60歳未満
 - ・国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く)
 - ・年間60日以上農業に従事
- ※さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金の3つのメリット

- ☆女性に優しい
 - ・奥様単独で加入できます。
 - ・家族経営協定で保険料補助も
- ☆若年層には手厚い政策支援(保険料補助)
 - ・国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
 - 39歳までに加入 ●農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等
 を満たせば保険料の補助が受けられます。
- ☆税制面で大きな優遇
 - ・支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。

全国農業新聞

全国農業新聞は農業者目線で「見やすい」「分かりやすい」紙面を追求して週1回発行しています。2020年より業界初のオールカラー化に取り組み、さらに読みやすくなりました。ぜひ一度手に取っていただき、情報収集のツールとしてご活用ください。

発行日 毎週金曜日 B3版 8～10頁
購読料 月700円(送料込)
発行 全国農業会議所



全国農業新聞公式Twitterはこちら



Follow me 全国農業新聞 @gyoumu5

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は、農業委員会事務局までお申込みください。

農地法に基づく許可申請の締切は

毎月20日

です。

締切が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となりますのでご注意ください。

- 委員 市村 元則
- 委員 遠藤 道夫
- 委員 柳下 浩一朗
- 副委員長 雨貝 洋子
- 委員長 青木 道子

◎編集 情報提供 専門委員会

上記に関するお問合せは、農業委員会事務局まで TEL 029-883-1111 (代)